

社会福祉法人長野市社会事業協会非常勤職員(嘱託・臨時職員等)採用情報

法人事務局では、嘱託・臨時職員・パート職員の登録(申込)を、年間を通して受け付けています。

1. 職種及び職務内容

【嘱託職員】：特殊な技能又は経験を必要とする職務

- ・職員：サービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者、書記
計画作成担当者、職業指導員、少年指導員、児童指導員、母子支援員、指導員
保育士、相談支援専門員、介護支援専門員、生活相談員、訪問支援員、生活支援員、
就労支援員、訪問介護員、支援員、介護員、看護師、管理栄養士、栄養士、
調理員、機能訓練指導員、理学療法士、作業療法士、心理士、世話人、運転士

【臨時職員】：常勤職員の補助的職務

2. 勤務日数・時間等

【嘱託職員】

- ・勤務日数：月21日以内
- ・勤務時間：週40時間勤務(原則)。ただし入所施設等変則勤務施設は、1月単位の変形労働時間制とし、週の勤務時間は、1月を平均して40時間以内。
通所施設：月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分を原則としますが、一部変則勤務の施設があります。
入所施設：1月単位の変形労働時間制です。
- ・休憩時間は正規職員に準じます。

【臨時職員】

採用される事業所によって勤務日数・時間等が異なります。

3. 雇用期間

- ・1年以内(ただし、更新の場合あり)

4. 賃金

【嘱託職員】

勤務年数 (年)	看護師、栄養士、介護 支援専門員、理学・作 業療法士、心理士	その他の職員
1	166,200円	146,100円
2	172,900円	149,400円
3	179,900円	153,200円
4	184,800円	157,300円
5	190,100円	161,700円
6	194,700円	166,200円
7	198,800円	172,900円
8	202,700円	179,900円
9	206,600円	184,800円
10	210,400円	190,100円
11	213,900円	194,700円
12年以上	216,000円	197,500円

上記のほかに、特殊業務手当が職種・施設により7,000円から19,000円が支給されます。
また、夏期手当(1月)及び年末手当(1月)が支給されます。

【臨時職員】

職 種 名	1時間当たりの額
一 般 事 務	850円
直接支援職員(有資格者)	1,000円
直接支援職員(無資格者)	900円
世 話 人	910円
看 護 師	1,500円
理学・作業療法士	1,500円
介護支援専門員	1,200円
栄 養 士	1,000円
調理員・洗濯職員	850円

